

令和 7 年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

会 議 錄

令和 7 年 10 月 29 日（水）

（於 つくば国際会議場 多目的ホール）

関 東 地 方 知 事 会

## 令和7年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

**1 日 時** 令和7年10月29日（水）13：15～15：00

**2 会 場** つくば国際会議場 多目的ホール

### 3 出席者

会長	茨城県知事	大井川 和彦
	東京都副知事	松本 明子
	栃木県知事	福田 富一
	群馬県副知事	津久井 治男
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県	
	政策企画課長	明珍 昌文
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	山梨県副知事	井上 弘之
	静岡県知事	鈴木 康友
	長野県知事	阿部 守一

### 4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 警察物品等の共同調達検討部会「令和8年度共同調達方針（案）」について
- (3) 二拠点居住等研究部会からの報告等について
- (4) 前回提案・要望事項の措置状況報告について
- (5) 令和8年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について
- (6) その他

## 5 会議内容

### (1) 開会

#### ○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度定例第二回秋の関東地方知事会を開会いたします。私は事務局を担当しております茨城県政策企画部長の木名瀬でございます。進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は会長の挨拶終了までとさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。また、各都県知事様におかれまして、ご発言に際しましては、マイクスイッチをオンにしていただいからご発言をお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、会長であります茨城県の大井川知事からご挨拶を申し上げます。

### (2) 会長挨拶

#### ○会長（茨城県知事）

茨城県知事の大井川でございます。各知事の皆様方には大変お忙しい中、茨城県にお越しいただきまして誠にありがとうございます。先の茨城県知事選におきまして、県民の皆様からご支持を賜り、なんとか3期目の県政の舵取りを担うこととさせていただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。引き続き、皆様と力を合わせて、諸問題の解決に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、阿部知事に置かれましては、全国知事会の会長、改めてご就任おめでとうございます。

我が国における国際情勢や日本の地位低下、そして大変厳しい人口減少、少子高齢化、そういう問題を1都県だけで解決するのは困難な状況でございます。10都県が抱える諸課題に対して、関東地方知事会が結束して国に対してしっかりと働きかけ、地域の多様な実情と現場の切実な声を、新しい内閣の政策決定に反映させることが重要であると考えておりますので、本日は限られた時間でございますが、有意義な議論の時間にしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○事務局

ありがとうございました。それでは、会議冒頭の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。報道関係の皆様は、報道関係者の席にご移動をお願いいたします。

なお、本日は会議のペーパレス化を図るために、机上に会議資料が入ったタブレットをご用意させていただいております。何かご不明な点がございましたら、事務局の方までお声がけをいただければと存じます。

それでは、これから先の進行は会長にお願いしたいと思います。大井川知事よろしくお願ひいたします。

### （3）協議事項

- ・国への施策及び予算に関する提案・要望について
- ・警察物品等の共同調達検討部会「令和8年度共同調達方針（案）」について
- ・二拠点居住等研究部会からの報告等について
- ・前回提案・要望事項の措置状況報告について
- ・令和8年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

## ○会長

それでは協議に入らせていただきます。お手元の次第に従って進めてまいります。

初めに、国への施策及び予算に関する提案・要望についてでございます。資料の4ページ、提案・要望事項一覧をご覧いただければと思います。この一覧の項目ごとに、提案都県にご説明をいただき、その後意見交換を行ってまいります。時間に限りがあるため、発言は端的にまとめていただき、円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、1の地方分権改革の推進についてです。これは共同提案ということで、私から説明をさせていただきます。資料の5ページをご覧ください。地方分権改革の推進については、共同提案として、例年、提案・要望を行っている事項です。引き続き地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、真の地方分権型社会の実現について9項目、地方税財政制度の構築について22項目、合わせて31項目について提案・要望を行うものです。それではこの項目につきまして、ご意見があれば挙手をお

願いいたします。阿部知事、どうぞ。

## ○長野県知事

まず、この提案事項については、賛成の立場ですが、分権型社会の実現に向けて、知事会全体でもこれまで取り組んできましたが、まだまだ道半ばという状況でありますので、ぜひ関東知事会の皆さんとも結束して取り組んでいかなければいけないと思っています。特に2点申し上げますけれども、6ページのところに、国と地方の役割分担の適正化ということで、日本創生本部でもだいぶご議論いただいているところではありますけれども、例えば子育て政策などについて、都道府県、市町村がこれまで単独事業で頑張って引っ張ってきたところがたくさんありますが、今的人口減少、少子化の局面において、住む市町村や都道府県によって受けられる支援、保育料であったり、医療費であったり、こうしたものにはらつきがあるという状況は、好ましいものではないと思いますので、そうした部分は、これまでの分権一辺倒ではなく、本来国がやるべきところは国がしっかりと取り組むべきということは、この関東知事会においても、ぜひしっかりと国に打ち込んでいく必要があると思っています。

それからもう1点、11ページに地方公務員法の改正があります。私も昔、自治省の公務員部で仕事をしていましたが、県庁の中では、採用あるいは給与制度は政策だという話をさせてもらっています。一昔前までは国家公務員制度に準ずるということがまかり通っていた時代でありましたけれども、これだけ人材の確保が公務部門以外との競争も含めて重要な課題になってくる中で、あまりにも硬直的な制度だと、我々地方公共団体の発展を阻害する可能性があると思いますので、ここはより柔軟な制度になるように、強く求めていくことが必要だと思っています。例えば、短時間正規職員みたいなものも、今の公務員制度上は非常に中途半端な位置付けになっていて、先駆的に取り組んでいるところは、無給休暇を取らせて、正規職員だけでも短時間勤務を可能とするようなことをやっていますので、こういうものも、もう少し正面から制度化していくことが必要だと思っていますので、皆さんと問題意識を共有して取り組んでいきたいと思っています。結束して対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

## ○会長

ありがとうございます。その他ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

阿部知事からも賛成の意見ということでコメントをいただきました。それでは、この原案の通りで進めさせていただきたいと思います。

次に、東京都から、データセンターの省エネ・再エネ・高効率化及び情報提供についてご説明をお願いいたします。

## ○東京都副知事

ありがとうございます。36 ページのスライドをご覧ください。東京都から、データセンターの省エネ、再エネ、高効率化及び情報提供について提案いたします。データは 21 世紀の石油と言われまして、データ拠点を国内に置くことは、金融や物流拠点と並んで、国の競争力に直結いたします。インターネット上でやり取りをされるデータの量は近年急増しており、需要に応じたデータセンターの整備を、迅速かつ効果的に進める必要がございます。一方、データセンターは膨大に電力を消費することから、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ、再エネの取組を強化していくことも重要となってきます。このため、国に対して的確な基準作りなどを求めながら、効率的なデータセンターの整備を後押ししていくことが必要でございます。そこで、要望 1 をご覧ください。まず、制度や技術開発に関する要望についてでございます。国はデータセンターが満たすべきエネルギー効率の新たな基準の設定などを検討しているところでございますが、昨今のデータセンターの拡大状況を踏まえまして、導入すべき技術水準を早期に明確化することを要望いたします。また、37 ページのグラフにございますとおり、将来のデータセンター消費電力の予測を見ますと、エネルギー効率の改善によって消費電力を大幅に縮減できるという推定もあることから、新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じることを要望いたします。

続いて、要望2をご覧ください。国は省エネ対策としまして、PUEと呼ばれる指標の数値基準を新たに設定することを検討しておりますが、この指標はデータセンター内の建物と付帯設備の効率を評価するというものであって、情報処理設備の効率を対象とした基準とはなってございません。このため、2点目としまして、情報処理設備を含むデータセンター全体の消費電力量を評価するなど、情報処理設備の効率も評価できる新たな指標の設定を要望いたします。

最後に、要望3でございます。自治体への情報提供に関する要望でございます。国はエネルギー効率化等に関する報告書制度の導入を検討しておりますが、自治体が地域の実情に合わせた、より効果的な対策を講じるためには、詳しい情報の把握が不可欠でございます。そこで3点目として、報告書制度に再生可能エネルギー活用に関する情報を盛り込むとともに、そこで得られた情報を自治体へ広く提供することを要望いたします。

以上の事項を関係各省庁へ働きかけることを東京都として提案いたします。ありがとうございます。

## ○会長

ありがとうございます。大変重要な問題提起だと思いますが、皆さんからご意見等ございますでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご意見もないようですので原案通りしたいと思います。

次に、3番目の、人口減少対策の加速に向けた地方の裁量権拡大について、こちらは茨城県の提案ですので、私から説明をさせていただきます。40ページをご覧ください。

人口減少時代を乗り越えるためには、地方自治体が他の地域との差別化を図り、地域の特性を生かした独自の取組を推進することが不可欠ではないかと考えています。創意工夫を凝らして失敗を恐れず挑戦を続ける姿勢こそが、地域の未来を切り開く原動力となると考えています。そのために

は、地方の裁量権を拡充し、地域資源を最大限に活用した政策を、地方自らの判断と責任において実行できる体制の整備が必要で、画一的な制度運用では地域の多様な課題に対応することは困難であり、地域の事情に即した柔軟な政策展開を可能とすることが大事だと考えております。具体的には、地域の実情を踏まえた土地利用、医療提供体制の強化、地方公務員の給与勤務体系の見直しなどについて、地方が自らの判断と責任において政策を進められるよう、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことが必要だと考えております。

まず1つ目として、土地利用の最適化でございます。地方が主体的に土地利用を進められるよう、農用地区域からの除外や農地の転用について、地域住民に身近な地方自治体の実情に応じて、柔軟に対応できるよう要望いたしたいと考えております。

2つ目が医療提供体制の強化についてですが、人口減少や高齢化が進む中、地域の医療ニーズに応じた病床の有効活用が求められており、人手不足などを理由に非稼働となっている病床について、基準病床数制度における病床過剰地域であっても、一定の条件のもと、都道府県が主体となって病床を融通できる特例制度の創設を要望したいと考えております。

また、地域医療連携推進法人制度を活用して、病床を融通した医療機関へのインセンティブ付与などの支援も併せて要望したいと思います。

続きまして、3つ目、地方公務員の給与勤務体系の見直しについてです。地方公務員の業務や勤務環境が大きく変化する中、高度な専門知識や経験を備えた人材の確保が喫緊の課題になっているかと思います。そのためには、国家公務員の制度に必ずしも囚われることなく、各地方公共団体が実情に応じて給与や勤務時間などを柔軟かつ迅速に設定できる制度の確立が必要だと考えます。具体的には、地方公務員の給与について、地方公共団体の裁量で、より職責や業績に見合った給与が支給できる体系への見直しを行うとともに、高度な専門性を有する人材に対して、裁量労働制を導入できるよう、改正を要望できればと考えております。

4番目、と畜検査における制度改正です。本県では公務員獣医師の確保に向けた様々な対策を講じてますが、依然として人材が不足しております。このため、公務員獣医師に限定されたと畜検査業務について、公務員獣医師以外でも対応できるよう国に提案した結果、と畜検査の補助範囲

の明確化に関する通知が発出され、A I 診断の活用に向けた調査研究が進められているところです。しかし、今後さらに人口減少が進むことで、獣医師の確保が一層困難になることが想定されるため、A I 診断の活用を含めたタスクシフトを視野に入れた制度改正を引き続き強く要望したいと思います。

それでは皆さんからご意見ございましたら、お願ひいたします。

## ○静岡県知事

茨城県知事のご提案に基本的には大変賛成をするところでございます。特に、地域の事情に即した土地利用ですね。私も浜松市長時代に大変苦労しまして、工業用地を作るために、国の総合特区制度を活用して、国に申請したんですけども、総合特区も、実は所管官庁の許可を得ることという1条があるために、農林水産省の許可を取らないといけないと。最初にうちが出した計画は100%却下されまして、ゼロ回答だったんですね。そこから苦労しまして、農水大臣に直談判したりして、一定程度立地誘導地域として認められまして、工業用地等を造成したんですけども、ものすごい苦労したんですよ。我々、農地の効率的な利用とか、農業の振興はしっかりやっていくんで、その一定の土地利用の柔軟化は、やっぱり地域に任してほしいということで、ここはぜひ強く国に求めていきたいところだと思います。以上でございます。

## ○会長

ありがとうございます。その他ご意見ござりますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

それでは、本項目につきましても原案通りにまとめさせていただきたいと思います。

次に、栃木県から需要に応じた水田農業の推進についてご説明をお願いいたします。

## ○栃木県知事

それでは 43 ページ、44 ページ、絵のほうをご覧になっていただければと思います。米の需給動向が大きく変化しまして、米不足が顕在化いたしました。図 1 に示した通り、販売価格が上昇しております。さらに集荷競争の加熱など、生産から流通・販売に至る様々な分野に影響が及んでおります。栃木県の東側は、茨城県の米屋さんが買い付けに来ていまして、概算金よりも 3,000 円以上高くして、なおかつ集荷もやってくれるということで、農家にとっては、余計にお金は入ってくるわ、農協まで米を運ばなくて済むわということで、そっちにみんな流れて農協に米が集まらないと、こんなことが冗談で言われるくらいの状況になっています。国は 8 月の関係閣僚会議で、図 2 にあります通り、価格高騰が米不足に起因すると、そして米の増産方針を表明いたしました。しかし、最近になって国は来年の主食用米を今年の収穫量から約 5 % 減産する方針との報道がありました。未だ将来を見据えた需給見通しや具体的な施策が十分に示されておりません。生産現場からは、価格高騰が続くと消費者の米離れにつながるのではないか、需給バランスが緩んで米価が下落するのではないかという、今後を心配する声が上がっております。実際、今の米の価格はちょっと高すぎますよねという風におっしゃる農家の方もいるぐらいでございます。こうした状況を踏まえて、需要に応じた米づくりを推進し、持続可能な農業を実現するため、支援の充実強化を要望するもので、5 点でございます。

向こう 1 年間の主食用米の需給見通しが公表され、今後の供給量、需要量等が示されましたけれども、需給状況を判断できる適正な指標となるよう、引き続き今般の米価格高騰についての十分な検証などを行い、人口減少等による長期的な需要の減少を見据えた、より実態に即した需給見通しの提示を願いたい。

2 つ目に、実情を踏まえた適正価格の算定、消費者への理解促進も必要だと考えますので、米農家や消費者が納得できる価格が確保できるよう、あらゆる対策の実施を願いたいと思います。

3 つ目に、令和 9 年度以降の水田政策についてですが、生産者が十分な準備ができるよう政策内容を明らかにして、生産現場に丁寧な説明をしてもらいたい。加えて、麦、大豆などの主要作物や地域の特色のある転換作物等への支援を拡充して欲しいと。米の値段が高くなつたものですから、

今まで転換作物を作っていた人たちが一斉に主食用米に流れてしまい、酒米の作付けが少なくなってしまうとか、大豆の作付けが少なくなってしまうとか、現実に数字に表れてきております。さらに国産飼料の確保の観点から、飼料用米ですが、これも作付けが減少したため種が余っており、保管などに要する経済的負担も含めて、厳しい状況になっているということですので、飼料用米の生産振興などにも積極的に取り組むべきであるということ。

4つ目に、飼料用米、米粉用米、加工用米の作付けが円滑に進むよう、戦略作物の助成についても収入保険の対象に今なってないということで、それらも作りにくい要因であるはずですので、これらも収入保険の対象として含めるべきである。

最後に、米粉用米については、消費拡大など実効性のある対策を求めていきたい。これは自給率の向上にも繋がっていくことになりますので、以上5点を、需要に応じた水田農業の推進について要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。ただいまのご説明に対して、皆様からのご意見等ございますでしょうか。大野知事。

## ○埼玉県知事

ありがとうございます。埼玉県には茨城県の業者が来ているわけではございませんが、栃木県のご提案に賛成の立場で、若干強調させていただきたいところがあります。米そのものについては、おっしゃるとおり、価格転嫁、あるいは生産コストの低減等、国が積極的な支援を行っていただきたいと思っています。特に、飼料用米、米粉用米、加工用米の生産でございますが、米価の急激な上昇によって主食用米の生産に切り替える動きが見られています。先ほど、それで種米のほうが余っているという話も知事からございましたが、県内の令和7年産の作付面積で言うと、飼料用米は前年比のマイナス 1,257 ヘクタール、これ実は半分以下になっています。米粉用米も前年比で 1/3 程度、加工用米についてもやはり 1/3 程度と、いずれも前年から半分以上減少している一方で、逆に主食用米は前年から

30,600ヘクタールと、2,200ヘクタール増えている状況なんですね。つまり、こうなると、様々な加工米や、これを原料として作っている事業者が大変な状況になり、原料米の確保についての懸念がそもそも出てきますので、是非、先ほどご提言にもありましたが、令和9年度以降の水田政策の見直しにあたって、国は、生産性向上の取組と同時に、飼料用米、米粉用米、加工用米あるいは麦、大豆などが供給不足にならないような、全体的な制度設計をぜひお願いをしたいということを強調させていただきたいと思います。修文を求めるものではございません。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは、基本的に賛成意見ということであったと思いますので、本項目につきましても原案通りで進めさせていただきたいと思います。

(異議なし)

## ○会長

次に、群馬県から、難聴児への適切な支援についてご説明をお願いいたします。

## ○群馬県副知事

ありがとうございます。45ページになりますが、群馬県からは難聴児の適切な支援について提案をさせていただきました。46ページをお願いしたいんですが、聽覚障害児に対しましては、補聴器使用による早期療育などの乳幼児期からの切れ目のない適切な支援が必要でございます。しかしながら、聴力レベルが70dB以上の場合には、障害者総合支援法の身体障害者に該当するということで、国の制度によります補聴器の購入に対する支援が行われております。その一方で、聴力レベルが25から40dBである軽度の難聴及び40から70dBであります中等度の難聴につきましては、国の制度による助成がございません。軽度あるいは中等度の難聴児につきましても、聞こえにくさが言語発達の遅れやコミュニケーション能力の低下、

学校での学習困難等の原因となりますため、専門医の診断による補聴器の使用が、健全な発達に不可欠でございます。このため、全ての都道府県におきまして、市町村と連携をして独自に助成を行っておりますけれども、対象機器や助成額など支援内容は自治体間で異なっております。

そこで具体的な要望でございますが、45 ページになりますけれども、難聴児への持続可能かつ公平な制度を構築すべく、本県からは、以下の 2 点について要望をさせていただきたいと思います。

まず 1 ですが、障害者総合支援法の対象とならない軽度及び中等度難聴につきましても、補聴器購入費用の助成などの支援を地域差なく受けることができるよう、国において全国一律の支援制度を創設すること。

2 といったしまして、それまでの間、軽度及び中等度の難聴児に対して各自治体が実施している独自の取組に対しまして、取組の拡充・継続のための財政支援を行うことについて、以上 2 点につきまして国の方に要望をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。福田知事お願いします。

## ○栃木県知事

賛成の立場で、栃木県の意見を申し上げます。地方創生 2.0 で、子育て支援策の拡充を図る中で、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて全国的な支援のあり方を検討するとしておりますけれども、難聴児に対する平等な支援が行き届いていないというのは、ただいま説明があった通りでございます。このため、軽度、中等度難聴児に対する支援について全国一律の制度を設けるなど、国の責任と財源において必要な措置を講じることが必要であると認識しておりますので、群馬県の提案要望に賛同するものでございます。よろしくお願ひします。

## ○会長

ありがとうございます。他にご意見ござりますでしょうか。阿部知事。

## ○長野県知事

私も賛成の立場であります。特に、今回難聴児への支援でありますが、冒頭もナショナルスタンダードの話をしましたけれども、こうした人権政策に近いような部分も、市町村ごとにレベル感が違う支援を行っているというのは、日本の国全体としては、非常に大きな課題ではないかと思いますし、おそらくどこの都道府県も、色々要請を受けて、どこまで応援しようかするまいかというのを、各知事の皆さんも頭を悩ませているテーマではないかと思います。我々が責任を持ってやればやるほど、国が自分たちの仕事ではないという位置付けになってしまって、ぜひ、ここはやはり統一して、国が一律の制度を設けて、しっかりと必要かつ十分な支援策を講じるということを強く求めが必要だと思います。この内容自体は大賛成でございますが、このテーマだけじゃなくて、他にも同じようなテーマがあると思いますので、そういうことも含めて、しっかりとこれから知事会としては考えていくことが必要かなと思っています。以上です。

## ○会長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。はい、鈴木知事。

## ○静岡県知事

基本的に、私共も大賛成でございまして、群馬県さんと同じような補助の仕組みを静岡県でも作っているわけですけども、それに関連しまして1つご紹介をしたいんですが。この軽・中等度ではなくて、もっと障害の重い難聴の子供たちに対しては、障害の早期発見と、そして早期に人工内耳をつけまして、きっちりとした適切な療育プログラムで教育をしていきますと、ほとんど健聴児と同じような音声言語の能力を手にすることができますということでありますけれども、これまで国内では実効性のある療育方法は確立されてなかったんです。オーストラリアが先進的に進んでおりまして、オーストラリアのシェパードセンターというところと、静岡県、県立総合病院の3者で協定を結びまして、県総合病院の職員がオーストラリアに行って、療育のいろんな手法を学ぶと同時に、向こうから人を呼んで、療育を指導していただいてるんですけども、そういう中で、きっちりとした

療育プログラムが確立されて、ちゃんとできれば、難聴の障害を持った子が健聴児と同じように、音声言語を手に入れられますので、是非それは静岡県で進めていきたいと思っていますので、情報提供をさせていただきました。以上でございます。

## ○会長

大変参考になる情報ありがとうございます。他にはございますでしょうか。非常に重要な提言だったと思います。皆さんも賛成意見が出たということで、基本的にこのままで進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

はい、ありがとうございます。では次に埼玉県から、統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占用関連システムの導入促進についてご説明をお願いいたします。

## ○埼玉県知事

ありがとうございます。今大井川知事から長い名前を言っていただいたこれをご提案させていただきたいと思っています。資料 50 ページをご覧ください。令和 7 年 1 月 28 日、埼玉県八潮市で発生をいたしました道路陥没事故では、事故現場周辺に多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、平素から地下インフラ情報を正確に把握し、迅速に共有する体制構築の重要性を改めて認識したところです。実は開けた瞬間に「これは何の管だったのか、明治時代にあったらしい」みたいな話も出てきました。国が設置した専門家委員会による第二次提言においても、地下インフラ情報をデジタル化し、これを統合する仕組みの必要性が示されています。現行の道路管理システムでは、一部地域においてインフラ情報がデジタル化されていますが、インフラでございますので、都道府県を跨るところも当然あります。全国統一的かつ全ての関係者が情報を共有し、有効に活用できる仕組みにしなければならないと思います。現在、国が進めているとさ

れる全国統一型の新たな道路占用関連システムでは、各占用者が保有する埋設物の位置情報等を集約・統一化し、1つのデータベースマップで管理することで、個々の埋設物の種類や位置、深さ、大きさを即座に確認することが可能となるほか、占用手続きの効率化が想定されています。しかしながら、事故発生県としての経験を踏まえれば、新たなシステムを、より実効性が高いものとする必要があり、そのためには全ての道路管理者や占用者がシステムを利用し、データを共有することが重要であります。この点に鑑みれば、全ての利用者が過度の負担なくシステム利用できる仕組みづくりが極めて重要と考えます。

次のページ、51ページをお願いします。こうした背景から次の4点について特段の措置を講じるよう国に対し要望したいと思います。

1点目として、新たな道路占用関連システムについては、道路管理者と占用者の双方が使いやすいものとし、早期に利用開始できるよう開発を進めること。

2点目、国が主体となって、道路管理者や占用者が管理する地下インフラデータを収集、電子化するためのガイドラインを示すとともに、本システムの普及啓発に取り組むこと。

3点目、全ての道路管理者や占用者が本システムの利用ができるよう、利用料については、低廉な価格に設定すること。

4点目、地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占用者の負担が生じる場合は、技術的・財政的支援を行うこと。

以上であります。よろしくお願いします。

## ○会長

大変大事な提言だと思います。皆様いかがでしょうか。黒岩知事、どうぞ。

## ○神奈川県知事

ありがとうございます。非常に重要な提案だと思いまして、埼玉県のご提案に賛成する立場から一言申し上げたいと思います。本県でも、今年8月に県が管理する流域下水道の下水管に、東京電力パワーグリッド株式会

社が発注する工事のシールドマシンが接触して、下水管を破損させるという事故が発生いたしました。この事故は地下に埋設される下水管の存在を把握しないで、シールド工事を進めたことが要因でありました。地下に埋設される占用物は目視では確認できないため、国で開発を進める道路占用関連システム、これがあれば位置情報を把握でき、今回の事故は未然に回避できたと考えております。この事故においては、東電から報告を受けて、直ちに緊急調査を行いました。カメラをずっと通して、どんなことが起きているのかを見て、そうすると約 50 メートルにわたって破損しているということを、その映像を、記者会見をやりながらオープンにして、今こんな状態が起きてますよと、よく見てみると、管の上のほうからシールドマシンが当たっていたので、下から（下水が）どんどん漏れるということはないということをまず確認できたということはありました。大野知事のお話にもありましたが、地下に何が埋まっているか分からぬような状況だと、こんなことがいつまた起きても不思議ではないなど、非常に危機感を覚えたところです。現場では、不測の事態に備えまして、現在に至るまで、路面の変状や下水管内のモニタリングを継続して行っているところであります。更に 9 月 29 日には、有識者を構成員とした委員会を開催しまして、二次災害の防止に向けた安全確保策や下水管の復旧方法などの検討を始めたところであります。ひとたび地下インフラの事故が起きますと、県民生活に大きな影響がでることから、安全安心の観点からも、道路管理者や占用者が地下インフラのデータを共有できるということは非常に重要なと思います。新たな道路占用関連システムは道路管理者だけでなく占用者も利用できることから、国においては早期の導入に向けて開発を進めさせていただきたいと思います。以上です。

## ○会長

はい。福田知事。

## ○栃木県知事

賛成でございます。栃木県も野木町は古河市の水道に頼っておりますので、県を跨いでのインフラ整備が行われ、地下埋設が行われているということになります。国全体で、都道府県を跨いで繋がっているものを正確に

把握していかなければなりませんので、国がしっかりと責任を持って、方向づけをしながら、データの整備をしていくべきだということで、私も賛成をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○会長

ありがとうございます。茨城県でも下水管の補修緊急度ステージ1が突然たくさん認定されてしまって、どうしたらいいか困っている状況ですけども、地下のこういう構造物の補修とか、本当に大変な事態になってしまいりますので、確かにこのデータベース化というのは、黒岩知事がおっしゃったような事件が、いつ起こっても不思議ではない可能性もありますので、大変重要な提言だなと思います。その他ご意見なければ原案のままで進めさせていただきます。

(異議なし)

#### ○会長

ありがとうございました。次は、千葉県から、公立高等学校の教育環境の向上についてご説明をお願いいたします。

#### ○千葉県政策企画課長

千葉県政策企画課長の明珍と申します。熊谷知事が都合により本日出席が叶いませんでしたので、申し訳ございませんが、私の方から説明をさせていただきます。資料の54ページをご覧ください。

千葉県からは、公立高等学校の教育環境の向上について国へ要望することを提案いたします。いわゆる高校無償化により、家計への負担が軽減され、私立高校への進学が大きな選択肢となっています。これにより公立高校では志願者の減少や小規模校の増加などが懸念されますが、今後も公立高校に求められる社会的役割を十分に果たしていく必要がございます。公立高校の役割としまして、過疎など、どんな地域でも教育を受けられる居住地に関わらない学びの場の提供や、外国籍の生徒の増加や、不登校の生徒など社会環境の変化や地域のニーズへの柔軟な対応に加え、農業や工業など、地域産業を支え、国内外で活躍できる人材の育成などが挙げられま

す。このため、各都県の教育委員会では教育環境の向上を図るため、施設の老朽化対策や最先端の学びの充実などの取り組みが行われております。

次のページをご覧ください。本県では人件費を除く教育予算について、熊谷知事が就任した令和3年度から1.6倍と大幅に予算を増額しまして、公立高校の教育環境の向上を図ってまいりました。まず施設整備として、毎年度5校程度の大規模改修に着手するとともに、並行してトイレの洋式化、空調整備などを計画的に進めております。また、地域産業の担い手を育てるにあたり、教育の質を高めるため、工業科、農業科、福祉科の拠点校に企業や大学等との連携を推進する組織としまして、コンソーシアムを設置しております。この組織には産学官で連携した教育の企画・調整を担うコーディネーターを配置しまして、このコーディネーターが企業などから専門知識を有する講師を招へいすることなどを行いまして、より実践的な産業教育を実施しております。

次のページをご覧ください。本県の課題としまして、まず施設整備などの財政負担についてですが、昭和50年代から60年代初めに国の補助を受け、多くの学校が新築されました。本県でもそれらの高校施設の多くが建築から40年以上経過し、施設の改修を急がなくてはならない状況でございます。加えて、体育館を含めた空調の整備も、教育環境を整え、災害時における避難所として活用する上で欠かせなくなっています。しかしながら、公立高校の施設整備への国の補助は、小中学校と異なり非常に限定的でございます。また、地域産業を支える人材の育成には、職業系専門学科の実習施設や設備、備品の更新も必要ですが、これらにも十分な国の補助制度は用意されておりません。加えて空調などの整備を充実させていくと、それらを運用する経費も増加いたします。空調の整備開始前の令和元年と現在の光熱費にかかる予算額を比較すると、近年の電気料金の上昇などもございまして、約1.8倍と大幅に増加し、負担が重くなっておりますが、光熱水費は小中学校と異なり、地方交付税の措置対象外となっています。小中学校への国の財政支援が手厚いことは理解できるものの、高等学校の進学率は約99%に達しているにも関わらず、国の財政措置は十分とは言えません。地方の財政負担が大きいことから、国に対しては義務教育学校に準じる支援を求めていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。また本県はコーディネーターによる企業等

と連携した地域産業の人材育成に取り組んでいるところでございますが、活用している補助制度の措置割合は減少傾向でありまして、コーディネーターを十分に配置することが難しい状況にあります。加えて、各高校が企業等から招へいする講師の謝金などは補助対象となるものの、本県のように、連携組織が招へいする場合は対象外ということでございまして、現場の実態が十分に反映されていない状況にございます。

次のページをご覧ください。そこで公立高校の教育環境の向上のため、次の事項を国に要望したいと考えております。

1点目は、高等学校の空調整備や老朽化対策等を補助対象とするとともに、空調設備の光熱費についても、義務教育諸学校と同様に地方交付税措置を講じること。また、新たな交付金等による財政支援を含め、教育環境の整備に必要な予算を確保すること。

2点目は、企業や地域産業との連携促進のため、コーディネーターの配置等に関する予算を拡充すること。また、教育現場の実態を踏まえた補助制度の整備など、適切な財政支援を行うこと。

千葉県からの提案は以上となります。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。茨城県も千葉県と同じように、公立学校が非常に多いものですから大変切実な問題です。この件につきまして、皆様からご意見ございましたらお願ひいたします。

(異議なし)

## ○会長

よろしいですか。じゃあ、皆さん賛成いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは次が、神奈川県から、DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への総合的な支援についてご説明をお願いいたします。

## ○神奈川県知事

ありがとうございます。61ページの資料からご覧いただきたいと思い

ます。本県からはDV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への総合的な支援について、これを提案させていただきます。まず1の提案の背景であります。昨年4月に、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行され、支援にあたっての理念が、要保護女子の保護・更生から女性の意思の尊重と切れ目のない支援へ大きく転換するとともに、支援対象が拡大されるなど、社会全体での支援の充実が求められております。こうした中、令和7年5月に、本県川崎市でストーカー被害を訴えていた女性が命を失うという大変痛ましい事件が発生いたしました。全国でもDV・ストーカー被害の報道が相次いでいるわけですけれども、警察はすぐに自ら検証するということをやったのですけれども、我々はまず警察の検証の前に緊急シンポジウムを開いて、様々な関係者に集まっていただき話をしました。プロセスを遡ってみると、非常にこの問題は難しいなと思うのは、例えば、被害届が女性から出ていたと、しかし一旦被害届を降ろしているのですね。それでプツンと途切れてしまって、その後、警察に対して何度も相談の電話をかけているのですけれども、あまりまとまらずに応対されなかつたというなかで、最悪の結果を招いてしまったということなのです。そのなかで、いろんな当事者で集まって話をしてみると、警察に駆け込むのは1つの手段であって、他にNPOがあつたり、行政機関もあるし、いろんなところに窓口があるのだけれども、1つのところに行ったからって全部繋がってるわけじゃない。どこに相談に行っても繋がっている、そういうことが必要なのではないかということが緊急シンポジウムなんかで浮かび上がったテーマでもありました。また、警察の検証結果が出来上がったので、それも踏まえた上で、もう一回改めてシンポジウムを行うことを予定しております。そんな中で国に対し資料記載の5点、これを提案したいと思います。

次のページをご覧ください。本提案の提案事項について個別に説明させていただきます。まず1、支援体制の強化について、自治体の女性相談支援員は会計年度任用職員が多く、市町村での設置は努力義務のため、十分な人員体制の整備と支援員の育成が必要であります。また、民間団体においては運営基盤が不安定で、継続的な支援が困難となっております。そこで提案1として、女性相談支援員の配置促進に向けた、例えば配置基準の策定など、必要な人員体制の提示と、自治体や民間団体への継続的な財政

支援の充実を提案したいと思います。

次に2、多様なニーズへの対応についてです。困難な問題を抱える女性への支援においては、多様なニーズに応じた施設の設置等が必要あります。例えば女性自立支援施設においては、安全を守るシェルターと、地域に開かれた社会生活ができる施設のどちらも必要ですが、現行の女性自立支援施設の設備・運営基準等では、多様な支援の実現が困難な状況にあります。そこで提案2としまして、女性自立支援施設の基準緩和や、女性支援に対する国庫補助要件の多様化・弾力化、これを提案いたします。

63ページをご覧ください。3、一時保護中の医療体制についてですけれども、DV・ストーカー被害者は、医療機関にかかりうると思って（健康）保険証を出すということが非常にためらわれるのですね。（健康）保険証を出すと加害者にその居場所を知られる恐れがあるため、（健康）保険証を使えないことがあります。また、生活保護の医療扶助を利用したくても、決定までに時間がかかるために、速やかな受診に支障が生じております。そこで提案3として、一時保護中であっても速やかに医療を受けられる制度の整備、これを提案いたします。

次に4、情報連携システムの構築について、関係機関が連携して支援するためには、支援ケースの情報共有が必要ですが、相談支援記録などの情報共有の仕組みが確立されておりません。そこで提案4として、関係機関との連携等に資するシステムの早急な構築を提案いたします。これは先ほど申し上げたように、どこに駆け込んでも、いろんなところで連携し、繋がっているという、この流れを作ることが非常に大事だということあります。

最後に5、加害者への対応についてです。DV・ストーカー被害者の安全確保には、加害者への対応も必要だけども、現在加害者に再発防止プログラムや医療機関の受診を義務付ける制度はありません。そこで提案5として、DV・ストーカー加害者の再発防止に向けた国による新たなプログラムの作成及びプログラム受講や医療機関受診の義務付けと自治体への支援を提案いたします。

次のページをご覧いただきたいと思います。ここまでにご説明した5点の提案について、全文を記載しております。これらにつきまして、関東地方知事会として国に提案することについて、ご提案したいと思います。よ

ろしくお願ひします。ありがとうございました。

## ○会長

ありがとうございました。川崎の事件は大変痛ましい記憶に新しい事件かと思いますけど、皆様ご意見ございますでしょうか。

これ（健康）保険証を使うと、扶養されていると医療機関の名前が出ちやうからってことですよね。

## ○神奈川県知事

そういうことですね。やっぱり生の声を聞いてみると、そういう声が聞こえてきてですね、ああ、そういうことになってるのかと、我々なかなか気が付かないんですけど、生の声を聞いてみるとそういう問題が浮かび上がってきたということです。

## ○会長

はい。大野知事。

## ○埼玉県知事

賛成の立場からご提案の中の2つの項目についてコメントさせていただきます。埼玉県といたしましても、女性の自立支援あるいは民間の支援団体等について課題を抱えているところです。女性自立支援施設を新たに建設する場合には、先ほどお話がございましたが、現在の基準では食堂や調理室などの設置が義務となっており、その一方で通所型支援などの多様なニーズがございます。また、一度設置してしまうと維持管理の経費、あるいは新たな職員の配置といったことも考慮しなければならないと思っています。したがって、一時保護や通所の場合、さらには民間団体との協働の可能性、こうした様々な、多様な可能性がありますので、総合的に検討していく必要があると考えるところ、食堂や調理室など、例えば外部委託で代替が可能な設備については、設置を任意とするなどの基準の緩和や、ニーズに合わせての国庫補助要件の弾力化・多様化などさらなる制度の見直しが、我々としても必要と考えており、神奈川県のご提案に賛成をしたいと思っています。

それからもう1つ、先ほどの保険証の件もそうなのですが、令和3年3月の厚生労働省の通知では、DV被害者が受診した医療機関から、当該被害者等の居所が加害者である世帯主に知られることがないよう、医療費通知は、当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなどの対応を、医療保険者に求めているところではありますが、DVの被害者はDV被害から逃れたことによって心身の不調を改めて自覚することもあります。一時保護後ただちに医療機関を受診する場合や休日夜間に緊急に受診する場合などは、事前の手続きが間に合わずに、医療保険を使わず、結局恐れることにより、全額負担をする場合が想定されています。また、被扶養者認定から外れ、生活保護申請したDV被害者が、その決定前に具合が悪くなってしまった場合や、在留資格の内容によって生活保護法が適用されない外国人の場合などでも、受診に支障が出てきています。したがって、これらの場合も含めて、安心して医療機関を女性が受診できるよう、自立支援促進事業としての医療費の支給に対する財源措置を含めた制度化は、私も不可欠だと考えており、この点でも神奈川県に同意したいと思います。以上です。

## ○会長

ありがとうございます。他にはございますか。大変大事なご指摘ありがとうございました。皆様賛成ご意見だという風に思いますので、このまま提案を進めさせていただきます。

(異議なし)

## ○会長

ありがとうございます。続きまして、山梨県から、介護職員の処遇改善及び地域区分の見直しについてご説明をお願いいたします。

## ○山梨県副知事

山梨県から介護職員の処遇改善及び地域区分の見直しについて提案させていただきます。2040年には高齢者人口のピークを迎える中で、介護・医療現場の人材確保は急務です。介護・医療を始めとするエッセンシャル

ワーカーは現場で重要な役割を担っているにも関わらず、十分な給与や経済的報酬を得られていないのが現状であります。特に、介護職員の給与水準は他産業に比べて著しく低く、一部の自治体では独自の処遇改善策を講じておられますが、全ての地域において同様の処遇改善がなされるような、介護職員の抜本的な給与改善が急務であります。また、介護報酬について、公務員の地域手当を見直しを踏まえた地域区分の検討が進められておりますが、級地が大きく異なる都県と接する地域への対応など、地域の事情をより考慮した制度体系への見直しが必要と考えます。については次の3点、1点目は介護職員の給与が他産業並となるよう介護報酬改定に反映させること、2点目は、地域区分の見直しにあたっては通勤圏や経済圏など地域の実情を踏まえること、またこれらに伴い、自治体に過度な負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政支援等を行うことの3点を要望させていただきたいと存じます。以上でございます。

## ○会長

ありがとうございます。この件につきまして皆様からご意見ございますでしょうか。福田知事、お願いします。

## ○栃木県知事

今、説明がありましたが、給与水準が令和6年で他産業と比べて国の発表で月額8万3,000円の差があると。それから、今の制度は3年に一度の報酬改定ですが、物価の値上がりなどで目まぐるしく数字が変わっている中で、3年に一度しか報酬が上がらないというのは問題があると思います。適時適切に介護報酬をスライドさせる仕組みに国は変えていくべきだと思いますので、賛成いたします。

## ○会長

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。  
どの地域も苦しんでいると思いますけど、介護報酬の問題。それでは皆様共通の課題ということで、原案のまま進めさせていただきます。

(異議なし)

## ○会長

次に、静岡県から山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策についてご説明をお願いいたします。

## ○静岡県知事

よろしくお願ひします。資料は 67 ページでございます。静岡県からは山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策についてご提案を申し上げます。

本県では令和 4 年から令和 6 年まで 3 年連続で年間 100 件を超える山岳遭難事故が発生しており、うち富士山での発生が半数以上を占めております。富士山は県内外や海外から年間約 20 万人以上が登山に訪れており、富士山閉山期間中の令和 7 年 4 月には、外国人の大学生が短期間に 2 度も遭難するなど、外国人観光客等の軽装や弾丸登山による山岳遭難が相次いで発生をしております。

山岳遭難が発生した場合、救助には市町の消防や警察などの救助隊、患者搬送のための救急隊といった多くの人員が必要となります。特に閉山期の富士山は、雪氷や突風により遭難リスクが極めて高くなることから、周辺自治体は救助隊の安全管理に大変苦慮している状況でございます。このため、富士山周辺市町や県民等から、遭難者に対して費用負担を求める声が上がるなど、救助のあり方が問われております。

一方、全国には富士山よりも遭難リスクが高い山岳も存在することから、これらの課題は富士山のみならず全国の山岳等でも発生しうる問題と言えます。

そのため、国が中心となって山岳救助における人的負担や財政的負担などに関する調査を行い、課題整理を行った上で、救助費用の負担のあり方や遭難防止対策について有識者などを含め議論を行い、全国統一的な指針を示すなどの措置を講じていただきますよう要望をいたします。静岡県から以上でございます。

## ○会長

はい、ありがとうございます。短期間で 2 度も救助された事件については私も伺っておりますが、長野県さんや山梨県さんも他人事ではないと思

います。

### ○静岡県知事

今、山梨県さんとは、ヘリ出動の有料化等について一緒に検討しているところでございます。

### ○会長

そうですか。はい、それでは大野知事、ご意見お願いします。

### ○埼玉県知事

ありがとうございます。全く賛成でございます。

本県の場合、実は平成 22 年に山岳救助活動中の防災ヘリコプターが墜落いたしまして、搭乗した隊員など 5 人がお亡くなりになるという痛ましい事故を経験いたしました。この事故の反省で、そのうちの 1 つとして、県内 6 箇所の地域を対象として、防災ヘリで救助を行った場合には手数料を徴収する条例を制定させていただいたところです。登山による事故は、もちろん埼玉県だけではありません。山岳救助は人命に関わる重要なものです、その一方で対応する自治体に多額の費用負担が発生することから、ご提言の通り、国において専門的知見を踏まえた遭難防止対策、あるいは救助に関わるガイドライン、何が本当に必要なのか、こういったことを示すことが極めて重要であると考えており、我々としても静岡県のご提案に賛同したいと思います。

### ○会長

はい、阿部知事。

### ○長野県知事

多くの山岳を抱えている長野県としても大賛成です。近年、山岳遭難件数が増加傾向にある中で、この費用負担のあり方をどうするのかというのはかなり重要な課題だと思っています。特に、近年は装備をすべきところ装備不十分であったり、あるいはご自身の技量や体力に合わない登山をされたりという方々も目立つようになっています。また、長野県では冬季期

間はバックカントリーを楽しむような方たちが外国からいらっしゃって、ルールがよくわからない中で活動されているという方もいらっしゃいます。

そういう中で大きく2つ問題があると思いますが、こうした山岳遭難に対する費用を、誰の負担で賄っていくべきか。特に山岳救助になると、へり、警察、消防、両方出動していくますが、警察側と消防庁側の考え方を統一してもらわないといけないこともあります。また、長野県は8つの県と境を接している県でありますので、長野県だけこうします、というわけにはなかなかいかないので、どういう形で負担を求めるべきか、国が統一的にしっかりと考えていただくということは極めて重要だと思っています。もう1つ、山岳遭難防止については、我々もできる限りの努力で啓発活動を行っていますが、なかなか1つの県だけでやっても十分な効果は得られないところもありますので、全国的にこの遭難防止の啓発活動をどうしていくかということも含めて、しっかりと国において統一的な検討をし、実施をしてもらいたいと思っています。静岡県からのご提案、大変時宜にかなった提案でありますし、実現を目指して一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## ○会長

ありがとうございます。皆さんに共通する課題でありますので、原案のまま進めさせていただきたいと思います。

(異議なし)

## ○会長

続いて、長野県から過疎地域における小児・周産期医療提供体制の確保についてご説明をお願いいたします。

## ○長野県知事

70ページ以下をご覧いただければと思います。持続可能な医療提供体制をどう構築するかというのは、どの都道府県でも共通する課題だと考えておりますが、特に人口減少が進んでいる地域の小児・周産期医療提供体

制をどう維持するか、これは加速度的に少子化が進んでいくことに歯止めをかけなきやいけないという思いもあり、かなり重要かつ深刻な課題だと思っています。医師の総数は増加傾向にありますが、一方で地域あるいは診療科の偏在が続いている状況で、過疎地域等では医療の維持は危機的な状況にあります。

そうした中、2つご提案でございます。1つは、医師の偏在是正ということで、昨年の12月に医師の偏在是正に向けた総合的な対策パッケージが取りまとめられました。国が政策を実施するにあたりましては、ぜひ過疎地域等での課題に対応し、真に効果的な事業となるよう、そこに記載している3点に十分に対応いただきたいと思います。

まず、要望事項の1つ目について、産科・小児科等においても若手医師が減少しており、ますます診療科の偏在が加速する恐れがございます。手当等の創設あるいは診療報酬による対応と、効果的なインセンティブを導入していただきたい。また、専門研修における診療科ごとの定員設定など、抜本的な対策について検討を行い、国主導で医師の偏在対策を強化してもらいたいと思います。2点目ですが、経済的インセンティブにつきましては、過疎地域等の勤務医の状況を十分に把握した上で、研修や学会への参加、住居、交通費等の手当、オンコール医や医療機材の手配等に対する助成を充実していただきたいと思っています。3点目が、派遣する医師を十分に確保できないという状況に鑑みて、地方の実情、都道府県の意向を踏まえて、過疎地域等に医師を派遣する大学病院や中核的な病院に対し、医師派遣費用の負担や専門研修の充実に向けた支援を行うなど、医師派遣が継続的に行えるような体制を構築していくこと。以上3点、医師の偏在是正についてでございます。

それから、次の71ページでございますが、周産期医療提供体制確保支援の強化等についてということで、今でも国の支援によって、身近なところで分娩ができない方に対する支援が行われていますが、今の国の事業では必ずしも十分にカバーされていないと考えています。要望事項大きく2つでございますが、1つ、周産期医療へのアクセス等が不便となる妊婦への支援ということで、交通費あるいは宿泊費助成についての対象の拡大、それから利用者の負担の軽減、ここをしっかりと進めていただきたいと思います。長野県でも特定の地域で二次医療圏の中で分娩が行われない、ある

いはこれから行われなくなる地域がありますので、ここは市町村と県でしっかりと支援をしていこうと思っていますが、こうした部分は国が全国的な制度としてより手厚い支援を行っていただきたい。それから②として、限られた医療資源を有効に活用していくためには、医療機能の集約化が必要になってきておりますが、そうした中で、オンライン診療や医療機関同士の情報連携体制を整備するにあたりましては、一定の費用がかかります。こうした部分に対する支援と、より活用しやすい制度としていただくことを求めていきたいと考えます。皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

## ○会長

私も医療の偏在問題については前々から申し上げているんですけども。はい、黒岩知事どうぞ。

## ○神奈川県知事

ありがとうございます。長野県に賛同する立場からお話をしたいと思います。この医師の偏在是正というのは、我々神奈川県にとっても重要な課題であります。令和5年度に公表した厚生労働省の医師偏在指標では、神奈川県全体で見れば、本県は医師が多数でも少数でもない都道府県に該当していますが、県西部の小田原や箱根など、そういう辺りはやはり医師少数区域に該当しております、地域偏在是正に取り組むということは必要になっております。そのような中で、本県では、医学部の学生に対する修学資金の貸付とともに一定期間医師の少ない地域での勤務を義務付ける、いわゆる地域枠医師をはじめ、また、医師業務の効率化やタスクシフトへの財政支援、産科や小児科の開業支援などに取り組んでいるものの、医師のキャリア志向の多様化もあり、地域や診療科の偏在対策については、地域ごとの取組のみではなく、国により一層の支援が必要だと考えます。こうしたことを行う中でも、医療DXを進めていくことは非常に重要なことだと思いますが、これに対する支援というのもやはり必要だと考えております。それと、周産期医療ですが、医療経済でよく言うのは、これから高齢者社会に向かっていく中で、アクセス、コスト、クオリティ、この3つを全部追求するのは無理だろうと。どれか1つ諦めるとするならば、アクセスだろう、つまり集約化することですよね。特にお産の場合に

は、集約化することによってより安全、クオリティを保つということにもなる。ですから、アクセスは不便だけれども、そこは勘弁して集約するというのは、これは基本的に正しい方向だと思うのですが、やはりそのためには交通費だとかいろんな負担が生じてきますから、そこに対してはやはりもっと国のしっかりとした支援が必要だということでありまして、私も長野県の提案に賛成いたします。

## ○会長

ありがとうございます。はい、鈴木知事どうぞ。

## ○静岡県知事

長野県の提案に大賛成でございます。黒岩知事のお話にもございましたように、これから医療については集約化を図っていくことが重要になってくるわけですけども、そうなるとどうしてもそこから弾き飛ばされる地域が出てくるので、交通費等の支援は必須だと思います。静岡県も市町と連携しながら国の制度を使って交通費等の支援をしているのですけども、どうしても産後の健診などは助成対象外になってしまいますので、やはりこの助成制度についてはもっと拡充していく、実態に合わせた形で拡充をしてもらう必要があると思いますので、ともに国にしっかりと要望していきたいと思います。以上でございます。

## ○会長

ありがとうございました。私からも一言、この診療科ごとの定員は、何でも選べちゃうというか、あってないようなものらしいので、結局全国どの地域でも医師が多いところでも、実は大事な診療科の医師が足りないという偏在が起きていて、人気の美容整形や眼科にどんどん医師が集まってしまう。これを防げないのは、やはり診療科ごとの定員というものをしっかりと拘束力を持った形で考えないといけない時代になってきたのかなと思います。これは関東知事会というよりはもう全国知事会の提言として大事な話ではないかと思います。他にご意見はよろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

ありがとうございます。それでは皆さん賛成ということで、原案のまま進めさせていただきます。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。まず警察物品等の共同調達検討部会「令和8年度共同調達方針（案）」について、こちらを埼玉県知事からご説明をお願いいたします。

## ○埼玉県知事

ありがとうございます。私の方から警察部品等の共同調達検討部会で取りまとめました、令和8年度共同調達方針（案）についてご説明をさせていただきます。関東地方知事会の春の会議におきまして、共同調達検討部会の設置が議決され、これまで4回部会を開催し検討を重ねてまいりました。各都県の部会のメンバーの皆様には改めて感謝を申し上げます。

そこで、部会の検討結果を踏まえ、72ページの資料2にありますように、令和8年度共同調達方針（案）をご提案させていただきます。まず方針①として、共同調達のメリット、デメリットを調査・研究するため試行的に実施することあります。今年度、本県と千葉県とで特殊防弾衣について共同調達を実施いたしましたが、部会において、もう少し事例を増やしてメリットデメリットを調査・研究した方が良いとのご意見が多かったため、引き続き試行的に実施することとしたいと思います。

次に、方針②として、共同調達の対象物品はまずは警察物品とすることとし、仕様や規模などの組み合わせを変えた複数パターンを実施することあります。次のページを見ていただきたいと思うんですけども、参考として令和8年度調達予定物品がございます。本県と千葉県の事例では、異なる仕様で比較的小ロットの共同調達を行いましたので、来年度は同じ仕様で大ロット、あるいは同じ仕様で小ロット、異なる仕様で大ロットの3つのパターンで警察物品の共同調達を実施していきたいと考えています。

72ページにお戻りください。次に方針③として、各都県は共同調達会議に参加するかどうかを物品ごとに判断することあります。各都県に令和8年度の警察物品の調達予定を照会したところ、物品によっては調達予定がない都県があるため、共同調達会議に全ての都県が参加するのではなく、共同調達会議に参加するかどうか、物品ごとに判断をすることとしたいと

思っています。

次に方針④、参加団体が予算措置をした上で、共同調達会議が一般競争入札の方法に準じて落札者を決定し、参加団体は落札者と随契契約するということです。共同調達における契約の締結方法として、方針④以外には幹事団体が他の参加団体分も含めて予算計上して一括して契約する方法も考えられますが、部会において幹事団体が他の参加団体分も含めて予算計上することはハードルが高いとのご意見があつたため、参加団体がそれぞれ予算措置を行い個別に契約する、全体で一般入札をするけれども、契約はその値段で各都県が随意契約するということです。

最後に方針⑤として、試行的に実施した共同調達の結果については、部会において課題及び改善点等の検討を行い、関東地方知事会秋会議に報告したいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。改めてご協力に感謝申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。皆様からご意見ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(意義なし)

## ○会長

大変画期的な取組だと思いますので、是非このまま続けていきたいという風に思います。ありがとうございます。

続きまして、二拠点居住等研究部会からの報告等についてです。こちらは長野県知事からお願ひいたします。

## ○長野県知事

私の方から二拠点居住等研究部会の活動、これまでと今後の取組についてご報告を申し上げたいと思います。この問題については、令和3年度に山梨県からご提案いただいて、二拠点居住等研究部会が関東地方知事会に設置されていたわけですけれども、その活動をもう一度再開しましょうと

ということで、5月の関東地方知事会にご提案させていただきご承認いただいた上で、全ての都県の皆さんのご協力をいただきながら、取組を進めてきたところでございます。

研究部会においては、構成都県の皆さん、それから企業、実践者等への調査を通じまして、令和3年度からの変化と現状や課題、先進事例の把握等を進めますとともに、好事例を近県モデルとしてPRしていくことや、課題を国等に提言していくことを目指して、これまで4回会議を行って議論し、報告書を取りまとめたところでございます。

令和3年度からの主な変化としては、テレワークの利便性、自然環境等の豊かさを理由として、東京圏在住者の地方暮らしへの関心は高まっているという状況にございます。また、二地域居住者は推計で約700万人ということで、実践されている方々の約7割が満足、やや満足ということで、二地域居住は非常に多くの方々が好感を持って迎えていただいている取組だと考えております。コロナ禍が落ち着いた現在も、テレワークについては高水準で維持されており、働き方の多様化も定着しつつあると考えております。

制度面におきましては、令和6年に広域的地域活性化基盤整備法が改正され、二地域居住が特定居住という形で定義をされました。本県においても、全国に先駆けて広域的地域活性化基盤整備計画を策定させていただいたところです。また、長野県も共同代表を務めております全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームも設立され、5つの部会において官民連携で活発な議論が進められているところであります。二地域居住を促進する機運が高まっている状況でございます。

こうした中、各都県に対して調査を行ったものを踏まえて、多くの先進事例あるいは実践例を把握させていただきました。その結果、出てきた課題がそこに記載しているような課題であります。例えば、二地域居住者の実態の把握が難しいということであったり、あるいは、副業、兼業、テレワークといった柔軟な働き方のさらなる促進が必要であったり、こうした課題が出てきました。

そこで、2つ取組を進めていきたいと思います。まず1つ、国への提言、それからもう1つは共同プロモーションの実施でございます。

まず国への提言につきましては、大きく4点、1つ目はふるさと住民登

録制度でございます。市町村だけでなく、都道府県でも活用可能な制度として、二地域居住者の実態把握を可能とする全国統一のシステム構築を求めていきたいと考えております。また、移住者の定義の明確化、動向の把握の他、ふるさと住民登録制度の登録及び活用促進を求めていきたいと思います。

2点目は、二地域居住者の受益と負担、それから自治体の負担に関連してでございます。二地域居住者に対する地域資源を活かしたサービス提供を可能としつつ、自治体間での過剰な競争を招かないような制度設計の配慮を求めますとともに、受益に応じた適切な負担を行う仕組みの検討と自治体の負担軽減を求めるものでございます。

3つ目は、多様な働き方の促進ということで、副業、兼業あるいはテレワーク、こうした多様な働き方が多くの職種や企業で進むよう、国のガイドラインの周知あるいは国を挙げての機運醸成を求めていくとともに、ガイドラインを踏まえた労務管理制度の整備支援やアドバイザー派遣等の支援を求めるものでございます。

最後4点目が住まいの確保支援ということで、民間の立場で、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に関する支援を行う特定居住支援法人の指定促進あるいは支援人材育成等を求めるものでございます。以上4点を国への提言としたいと思います。

それから、共同プロモーションでございます。今回調査で得られました先進事例あるいは実践例を積極的にPRして、二地域居住の促進に繋げていきたいと考えております。11月23日に、東京ビッグサイトで開催されます、「JOIN移住・交流&地域おこしフェア2025」におきまして、関東地方知事会の皆さんと共同でブースの出展をしたいと思っています。また、お手元に「二地域居住のすすめ」というリーフレットをお配りしておりますが、これは共同で作成させていただいて、フェアの場でも配布する予定でありますし、フェア終了後も各都県でご活用いただければと思います。二地域居住に関する意義であったり、一般的な情報だったり、それから各都県における二地域居住に関する魅力のアピールをしているリーフレットとなっております。皆様方にご協力をいただいて作成しておりますので、ぜひ積極的なご活用をお願いいたします。

今年度の研究部会の活動につきましては、国の議論を先取りして、二地

域居住の実践を促進するフェーズを目指した先進的なものになったと考えております。これも各都県の皆様のご理解、ご協力のおかげだと思っております。この場を借りて改めて感謝を申し上げますとともに、11月23日のフェアについてのご協力をお願いして、私からの報告としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

今の報告はよろしいでしょうか。はい、福田知事。

## ○栃木県知事

ありがとうございます。利用者がこの資料でいきますと約700万人ですか。私の知り合いに長野県に実家があって、住まいは大宮で、電力会社の支店長等を引退してもう10数年経つのですけれども、実家を維持するのに年間80万円は最低かかり、これまでに1,000万円以上費やしましたと。貸すわけでもない、たまに行くくらいということで。自分自身も相続を受けて宇都宮と日光を行き来していますが、やはり光熱水費、維持管理費、固定資産税など含めて70万円は年間かかります。ですので、所有して二地域居住する方法と、年間契約あるいは月数で契約といった一定期間、別荘みたいな形で使うのと、様々な二地域居住のあり方があると思うので、一部の富裕層のための施策事業ということにならないように、子育て世代で所得が低くても自然の豊かなところで生活をし、農業なども体験できるという、そういう人たちにもできるような仕組みを考えていってやらないと、お金持ちだけの話でしょという風になりかねないので、是非様々な形態も仕組みも考えて、誰もが利用できるような仕組みとなるようにすることが重要で、空き家を活用して低価格で利用できるような仕組みなんかもあれば良いと思います。そもそもその場所に行くまでの交通費だけでも大変です。東京一栃木の往復だけでも新幹線を利用しますと1万円弱かかります。低所得者の方々もこの二地域居住を楽しめる、味わえる、経験できるという、様々な形態も考えて提言をしていくことを一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## ○会長

他にご意見はよろしいでしょうか。はい、阿部知事。

## ○長野県知事

今のお話、全くその通りだと思います。長野県も別荘を多く抱えている地域ですが、これからやはり子育て中の方とか若い世代とか、そういう人たちも含めて二地域居住しやすい環境を作っていくことが非常に重要だと思っています。この冊子でも、二地域居住について、家だけではなくホテルやシェアハウスなどもOKということで、必ずしも別荘を持つような固定的なことだけではないという話も記載させていただいてますし、最近は宿泊についてもサブスクリプション的な格安でいろんなところに宿泊できるサービスを提供している人たちもいらっしゃいます。官民連携プラットフォームは民間の事業者も入られていますので、移動のコストをどうやって下げるかということも官民連携で検討しているところです。まさにご提案いただいたように、富裕層だけの二地域居住ではなくて、裾野の広い活動を目指して考えていきたいと思います。引き続きご支援いただければと思います。以上です。

## ○会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(異議なし)

## ○会長

それでは、今回決定された二拠点居住等研究部会の提言も含めて、今後政府関係各方面への要望活動などについて、皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、協議事項（4）前回提案・要望事項の措置状況報告です。今年度の春会議で決定しました提案・要望事項の措置状況につきましては、資料の124ページ以降に記載しております。内容については後ほどご確認いただければと思います。

次に協議事項（5）令和8年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）につ

いて、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

それでは資料 137 ページをご覧願います。令和 8 年度の歳入歳出予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 108 万 5 千円となっております。内訳は次のページ以降に記載しておりますが、幹事会で協議させていただいているので、詳細な説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ただいま説明がありました予算についてご意見ござりますでしょうか。

(異議なし)

## ○会長

それではよろしいですか。異議なしということで、令和 8 年度の予算案については原案の通り承認することとさせていただきます。ありがとうございます。それでは本日予定しておりました協議事項については全て終了いたしました。

それでは、4 その他ということで、まず次回の会議開催についてご案内いたします。次回の会議につきましては、来年 5 月 26 日に都道府県会館での開催を予定しています。また、申し合わせにより、来年度は栃木県が会長県になりますので、福田知事からご挨拶をお願いいたします。

## ○栃木県知事

大井川知事には会長職お疲れ様でございました。来年度は順番で栃木県ということになりますので、引き続き皆さんのお力をお借りして努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。春の会議は東京開催、秋の会議は栃木県内で予定をさせてもらいたいと考えております。次世代型路面電車 L R T が開業しまして、宇都宮も賑わっておりますので、ぜひ肌で感じていただきますよう、おもてなしをもってお迎えしますので、来年はまた栃木の方でよろしくお願ひいたします。ありがとうございます

た。

## ○会長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。黒岩知事お願いします。

## ○神奈川県知事

ありがとうございます。皆さんのお手元にお配りしました GREEN×EXPO 2027 のパンフレットをご覧いただきたいと思いますが、今日つくばにやってきて、40 年ぐらい前につくば科学万博があったなというのを思い出しましたけれども、あの時から初めての関東における万博というのは GREEN×EXPO なんですね。なかなかそのことが認知されてなくてですね。大阪・関西万博は当初いろんなことを言われましたが、えらい盛り上がったというのがあって、それで最終日、NHKニュースを見ていたら、「次の開催はサウジアラビアです」と言っていて、ちょっと待ってくれよ、次の万博は横浜なんだよということがあり、それと、吉村知事も感慨深く、「また再び日本で万博やりたいですね」と言っていて、これが万博だということがなかなか認知されてないことがあります。これ本当の万博ですから、ぜひ盛り上げていきたいです。今この認知度で、我々もやばいぞと思っているのですけども。ここにあるキャラクターですね、ミヤクミヤクは途中から人気が出ましたけど、これはトゥンクトゥンクと言います。これは非常に愛らしい、可愛らしいキャラクターです。大阪・関西万博で、実はミヤクミヤクとトゥンクトゥンクの一緒になったキャラクターが売り出されてえらい人気だということがありまして、トゥンクトゥンクを是非、これをもとにして盛り上げていきたいと思いますので、是非各県の皆さんのご支援のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

## ○会長

関東知事会で全面的にバックアップ、応援させていただきたいと思います。他にございますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、令和 7 年度第 2 回関東地方知事会会議を終了させていただきます。長時間にわたりお疲れ様でございました。大変

有意義な会議になったと思います。議事の進行にもご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは以上で終了いたします。ありがとうございます。お疲れ様でした。

以上